

高知県移住体験助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県移住体験助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成目的)

第2条 高知県航空利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、高知龍馬空港の利用促進を図るため、次条に定める交付対象者が、次条に定める事業に参加するために要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、高知県又は県内市町村等が実施する移住促進を目的とした事業（以下「助成対象事業」という。）に参加するため、高知龍馬空港着発の国内定期便を利用して本県を訪れる個人とする。

(助成金の交付要件)

第4条 助成金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 平成29年4月1日以降に出発し、平成30年3月31日までに帰着する行程であること。
- (2) 助成対象事業に参加するため、国内定期便のうち、大阪線、福岡線又は名古屋線を利用する行程であること。
- (3) 国又は地方公共団体から旅費が支給されるものでないこと。
- (4) 当該申請をした者（個人）が、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第2号又は第3号に該当するものでないこと。

(助成の額)

第5条 助成金の交付額は、次のとおりとする。

利用路線	金額／人（往復）
大阪線・福岡線・名古屋線	5,000円

※片道利用の場合には、一人あたりの金額を往復利用の場合の半額とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）及び関係書類を、旅行出発の3日前までに会長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第2号）により助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成対象者は、助成対象事業終了後14日以内に請求書（様式第3号）に、搭乗券、搭乗証明書又はその他当該便への搭乗が証明できる書類（いず

れも写し可) を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第9条 会長は、前条の請求に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第10条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 第4条第1項の規定に違反したとき

2 前項の規定に基づき、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成対象者は速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第11条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合には、その時点でこの事業を終了するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成28年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。